

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月26日
【計算期間】	第4期（自 平成24年1月27日 至 平成25年1月28日）
【ファンド名】	eMAXIS 先進国債券インデックス
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年１回 年２回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信	年４回 年６回 (隔月) 年１２回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 ク レジット属性 (高格付債)))					その他 (シティグルー プ世界国債イン デックス (除く 日本、円換算 ベース))	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く先進国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。

2 「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界主要国の公社債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ファンドが連動をめざすシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

<信用格付けについて>

高い											低い
	投資適格格付け				投機の格付け						
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-	
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D	

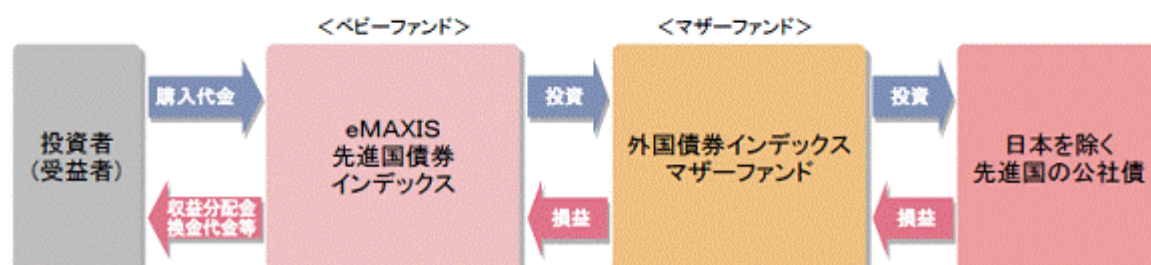
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

- 年1回の決算時（1月26日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 シティグループ世界国債インデックス(除く日本)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。
シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティグループ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

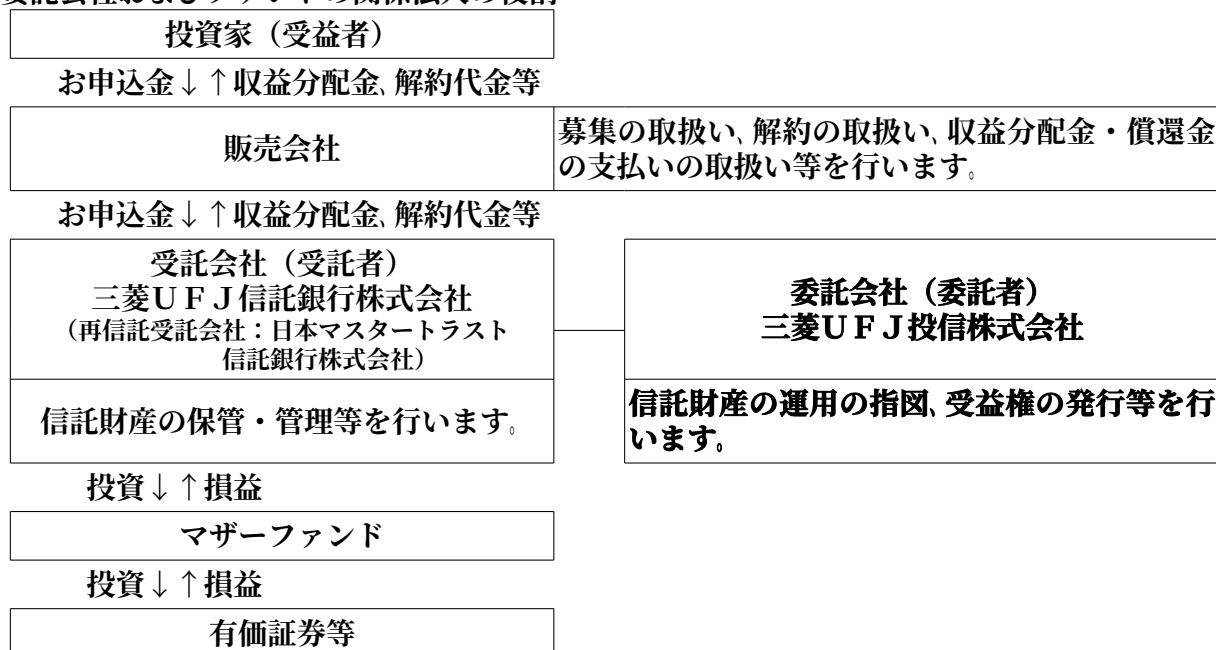
（２）【ファンドの沿革】

平成21年10月28日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成25年2月末現在）

・沿革

平成9年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債に実質的な投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

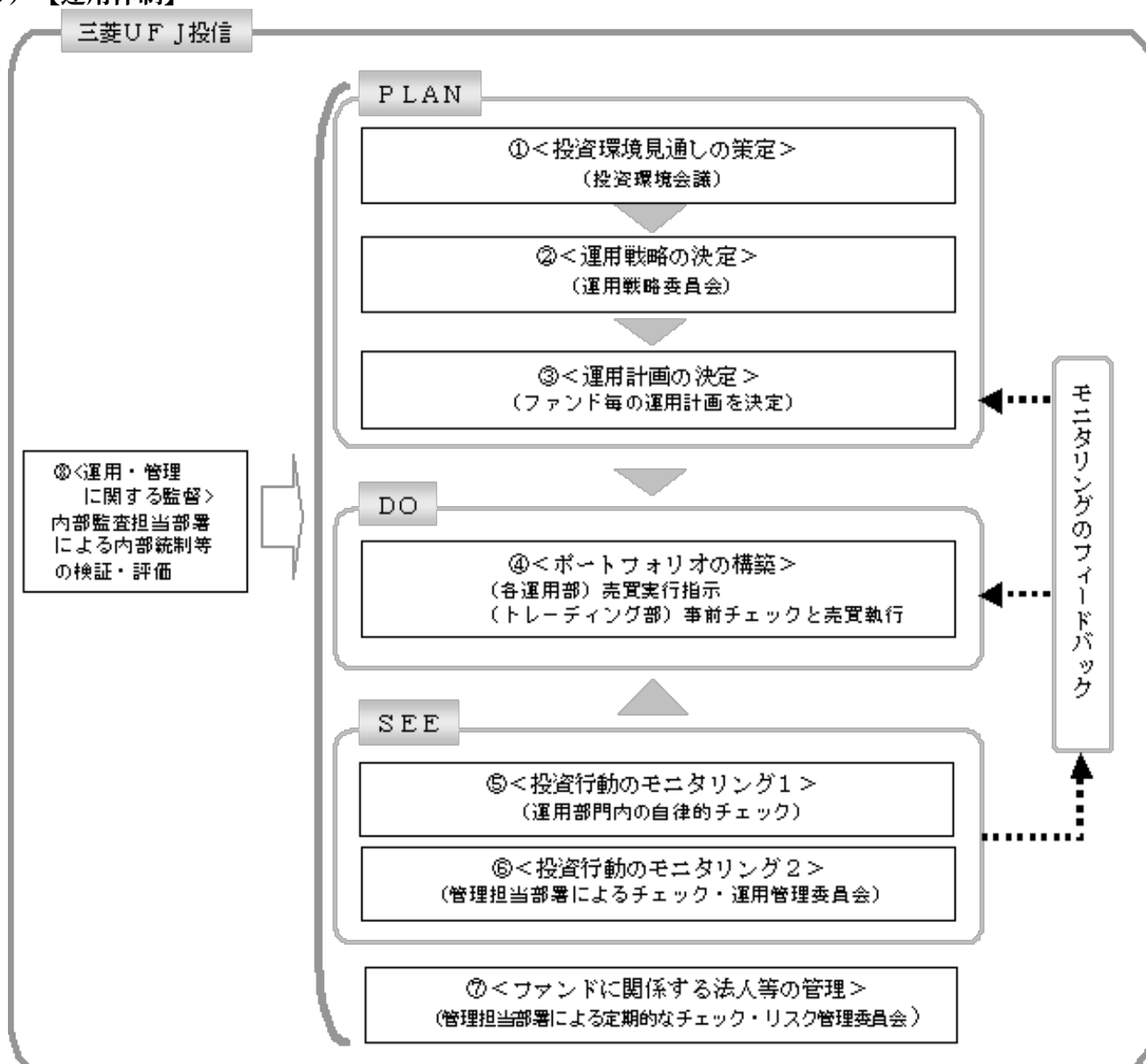
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（3）【運用体制】



- ①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
- ②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年4月27日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと

します。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。

せん。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.63%※（税抜 年0.6%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

取扱純資産総額（注）	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	年0.2835% [※] （税抜 年0.27%）	年0.2835% [※] （税抜 年0.27%）	年0.063% [※] （税抜 年0.06%）
50億円以上100億円未満の部分	年0.273% [※] （税抜 年0.26%）	年0.294% [※] （税抜 年0.28%）	年0.063% [※] （税抜 年0.06%）
100億円以上の部分	年0.2625% [※] （税抜 年0.25%）	年0.3045% [※] （税抜 年0.29%）	年0.063% [※] （税抜 年0.06%）

（注）各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（4）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）

の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成26年1月1日以降の税率は、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成25年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年2月28日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,986,002,897	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	126,235	0.00
純資産総額		2,986,129,132	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	外国債券インデックスマ ザーファンド	親投資信託 受益証券	—	1,866,601,799	1.5953	2,977,789,850	—	100.00
					1.5997	2,986,002,897	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年 1月26日)	194,120,285 (分配付) 194,120,285 (分配落)	9,649 (分配付) 9,649 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年 1月26日)	1,202,930,580 (分配付) 1,202,930,580 (分配落)	8,784 (分配付) 8,784 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年 1月26日)	1,809,148,198 (分配付) 1,809,148,198 (分配落)	8,719 (分配付) 8,719 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年 1月28日)	2,756,249,734 (分配付) 2,756,249,734 (分配落)	10,805 (分配付) 10,805 (分配落)
平成24年 2月末日	1,971,583,629	9,293
3月末日	1,988,999,711	9,376
4月末日	2,009,231,821	9,265
5月末日	1,965,025,595	8,824
6月末日	2,022,875,881	8,872
7月末日	2,072,432,195	8,826
8月末日	2,151,462,543	8,976
9月末日	2,201,215,473	9,037
10月末日	2,266,871,973	9,284
11月末日	2,413,335,612	9,663
12月末日	2,567,292,579	10,301

平成25年 1月末日	2,784,012,587	10,826
2月末日	2,986,129,132	10,843

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△3.51
第2計算期間	△8.96
第3計算期間	△0.73
第4計算期間	23.92

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	215,670,350	14,491,149	201,179,201
第2計算期間	1,489,460,787	321,177,148	1,369,462,840
第3計算期間	1,242,459,050	537,040,149	2,074,881,741
第4計算期間	1,359,220,047	883,212,789	2,550,888,999

<参考>

「外国債券インデックスマザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年2月28日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	71,865,166,009	41.16
	フランス	16,852,357,279	9.65
	イタリア	15,919,611,378	9.12
	ドイツ	15,272,947,653	8.75
	イギリス	12,934,803,390	7.41
	スペイン	8,000,263,894	4.58
	カナダ	4,792,963,092	2.75
	ベルギー	4,671,089,632	2.68
	オランダ	4,518,840,704	2.59
	オーストリア	3,047,662,171	1.75
	オーストラリア	2,653,162,201	1.52
	メキシコ	1,758,663,401	1.01
	デンマーク	1,387,058,098	0.79
	アイルランド	1,311,749,517	0.75
	ポーランド	1,297,935,756	0.74
	フィンランド	1,082,838,887	0.62
	スウェーデン	1,080,100,808	0.62
	南アフリカ	1,074,414,955	0.62
	マレーシア	948,983,650	0.54
	シンガポール	675,740,463	0.39
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	スイス	661,982,867	0.38
	ノルウェー	528,102,036	0.30
純資産総額		2,248,804,498	1.28
		174,585,242,339	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年2月28日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
アメリカ	2 T-NOTE 220215	国債証券	—	10,000,000.00	9,425.36 9,468.5430	942,536,978 946,854,304	2.000000 2022/02/15	0.54
アメリカ	4.25 T-BOND 401115	国債証券	—	6,300,000.00	11,584.70 11,425.7077	729,836,685 719,819,586	4.250000 2040/11/15	0.41
アメリカ	4.375 T-BOND 400515	国債証券	—	6,000,000.00	11,813.09 11,643.9735	708,785,601 698,638,410	4.375000 2040/05/15	0.40
アメリカ	3.875 T-BOND 400815	国債証券	—	6,400,000.00	10,888.71 10,745.6146	696,877,830 687,719,340	3.875000 2040/08/15	0.39
アメリカ	4.75 T-BOND 410215	国債証券	—	5,500,000.00	12,520.65 12,337.0757	688,635,767 678,539,167	4.750000 2041/02/15	0.39
アメリカ	3.125 T-NOTE 210515	国債証券	—	6,500,000.00	10,397.19 10,388.5839	675,817,928 675,257,953	3.125000 2021/05/15	0.39
アメリカ	4.375 T-BOND 410515	国債証券	—	5,700,000.00	11,821.76 11,651.2008	673,840,671 664,118,448	4.375000 2041/05/15	0.38
アメリカ	3.125 T-NOTE 190515	国債証券	—	6,300,000.00	10,449.00 10,412.4341	658,287,283 655,983,350	3.125000 2019/05/15	0.38
アメリカ	3.625 T-NOTE 210215	国債証券	—	6,100,000.00	10,792.21 10,749.2283	658,325,212 655,702,929	3.625000 2021/02/15	0.38
アメリカ	2 T-NOTE 211115	国債証券	—	6,900,000.00	9,514.59 9,502.1501	656,507,330 655,648,362	2.000000 2021/11/15	0.38
アメリカ	0.75 T-NOTE 171031	国債証券	—	7,000,000.00	9,266.81 9,268.3456	648,677,344 648,784,193	0.750000 2017/10/31	0.37
アメリカ	0.25 T-NOTE 140531	国債証券	—	7,000,000.00	9,248.59 9,257.1432	647,401,631 648,000,026	0.250000 2014/05/31	0.37
アメリカ	2.625 T-NOTE 201115	国債証券	—	6,300,000.00	10,035.88 10,058.2942	632,261,040 633,672,540	2.625000 2020/11/15	0.36
アメリカ	3.625 T-NOTE 200215	国債証券	—	5,800,000.00	10,781.11 10,739.1100	625,304,693 622,868,384	3.625000 2020/02/15	0.36
アメリカ	3.625 T-NOTE 190815	国債証券	—	5,800,000.00	10,770.91 10,706.5870	624,712,802 620,982,047	3.625000 2019/08/15	0.36
フランス	3 O.A.T 220425	国債証券	—	4,700,000.00	12,670.60 13,120.5607	595,518,354 616,666,355	3.000000 2022/04/25	0.35
アメリカ	2.25 T-NOTE 150131	国債証券	—	6,400,000.00	9,718.35 9,607.6694	621,974,722 614,890,841	2.250000 2015/01/31	0.35
フランス	3.5 O.A.T 260425	国債証券	—	4,600,000.00	12,536.44 13,338.9225	576,676,521 613,590,435	3.500000 2026/04/25	0.35
アメリカ	2.5 T-NOTE 150331	国債証券	—	6,300,000.00	9,813.28 9,684.2792	618,237,102 610,109,592	2.500000 2015/03/31	0.35
アメリカ	2.75 T-NOTE 190215	国債証券	—	5,900,000.00	10,215.12 10,189.1092	602,692,531 601,157,443	2.750000 2019/02/15	0.34
フランス	3.75 O.A.T 170425	国債証券	—	4,400,000.00	13,370.55 13,653.9960	588,304,266 600,775,824	3.750000 2017/04/25	0.34
アメリカ	2.125 T-NOTE 210815	国債証券	—	6,200,000.00	9,586.39 9,631.1582	594,356,513 597,131,813	2.125000 2021/08/15	0.34
アメリカ	3.5 T-NOTE 200515	国債証券	—	5,600,000.00	10,700.63 10,662.5002	599,235,375 597,100,013	3.500000 2020/05/15	0.34
フランス	5 O.A.T 161025	国債証券	—	4,200,000.00	14,002.52 14,082.8122	588,105,976 591,478,114	5.000000 2016/10/25	0.34
フランス	4.25 O.A.T 231025	国債証券	—	4,100,000.00	13,683.19 14,361.9990	561,010,872 588,841,959	4.250000 2023/10/25	0.34
フランス	4.25 O.A.T 190425	国債証券	—	4,100,000.00	13,750.70 14,328.5452	563,779,017 587,470,355	4.250000 2019/04/25	0.34
フランス	3 O.A.T 151025	国債証券	—	4,500,000.00	12,953.29 13,001.3437	582,898,140 585,060,468	3.000000 2015/10/25	0.34
アメリカ	2.375 T-NOTE 141031	国債証券	—	6,100,000.00	9,707.17 9,581.6509	592,137,674 584,480,709	2.375000 2014/10/31	0.33
フランス	3.75 O.A.T 191025	国債証券	—	4,100,000.00	13,476.76 13,988.5335	552,547,162 573,529,873	3.750000 2019/10/25	0.33
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券	—	4,100,000.00	13,209.97 13,976.9767	541,608,913 573,056,046	3.750000 2021/04/25	0.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	98.71
合 計	98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

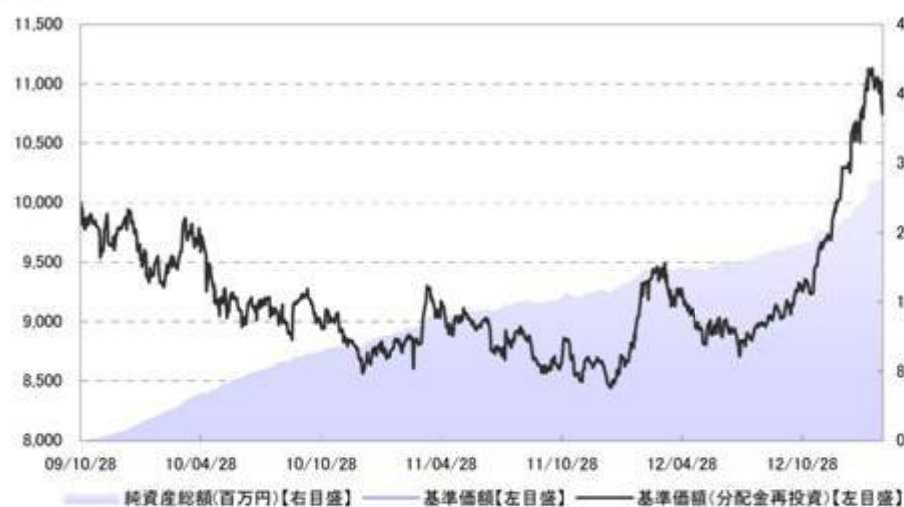
③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2013年2月28日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2013 年 1 月	0円
2012 年 1 月	0円
2011 年 1 月	0円
2010 年 1 月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

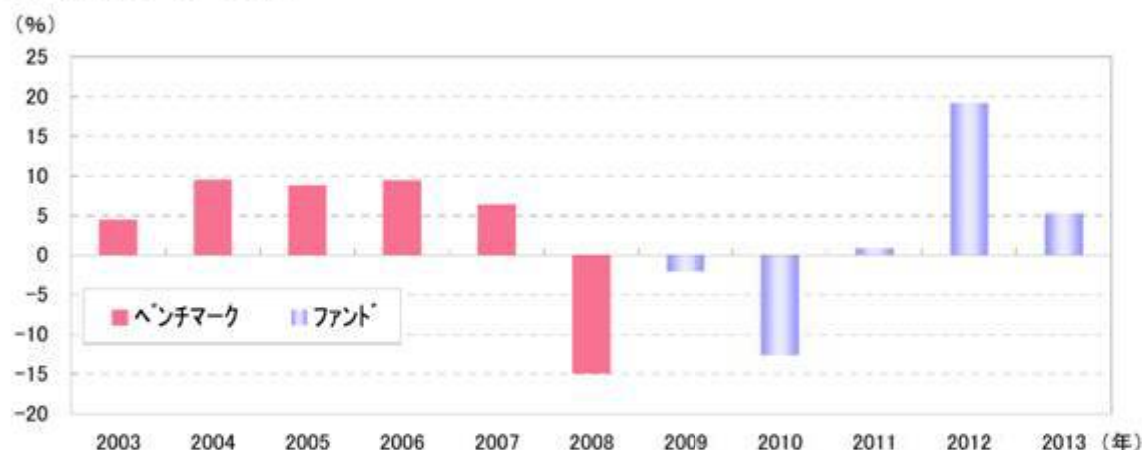
3 主要な資産の状況(2013年2月28日現在)

通貨別構成	比率
アメリカドル	41.4%
ユーロ	41.2%
イギリスポンド	7.5%
カナダドル	2.8%
オーストラリアドル	1.5%
メキシコペソ	1.0%
デンマーククローネ	0.8%
ポーランドズロチ	0.8%
その他	3.0%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	2 T-NOTE 220215	国債	アメリカ	0.5%
2	4.25 T-BOND 401115	国債	アメリカ	0.4%
3	4.375 T-BOND 400515	国債	アメリカ	0.4%
4	3.875 T-BOND 400815	国債	アメリカ	0.4%
5	4.75 T-BOND 410215	国債	アメリカ	0.4%
6	3.125 T-NOTE 210515	国債	アメリカ	0.4%
7	4.375 T-BOND 410515	国債	アメリカ	0.4%
8	3.125 T-NOTE 190515	国債	アメリカ	0.4%
9	3.625 T-NOTE 210215	国債	アメリカ	0.4%
10	2 T-NOTE 211115	国債	アメリカ	0.4%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2009年は設定日から年末までの、2013年は2月28日までの収益率を表示
- ・2008年以前はベンチマークの年間収益率(委託会社の計算日基準)を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ eMAXIS専用サイト http://maxis.muam.jp/e/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ eMAXIS専用サイト http://maxis.muam.jp/e/
-----------	--

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成21年10月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対者の 買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の 作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の 事業の譲渡 および承継に 伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の 辞任および 解任に伴う 取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ただし、平成25年6月21日以降は、以下の通り変更される予定です。 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に 対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に 対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

換金（解約） 請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）
---------------	---

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成24年1月27日から平成25年1月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

eMAXIS 先進国債券インデックス

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 [平成24年1月26日現在]	第 4 期 [平成25年1月28日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,264,071	23,542,712
親投資信託受益証券	1,808,884,849	2,755,885,097
未収入金	182,866	310,783
未収利息	21	61
流動資産合計	1,818,331,807	2,779,738,653
資産合計	1,818,331,807	2,779,738,653
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,911,504	16,006,715
未払受託者報酬	524,077	743,777
未払委託者報酬	4,716,644	6,693,860
その他未払費用	31,384	44,567
流動負債合計	9,183,609	23,488,919
負債合計	9,183,609	23,488,919
純資産の部		
元本等		
元本	※1 2,074,881,741	※1 2,550,888,999
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △265,733,543	※2 205,360,735
（分配準備積立金）	61,352,152	412,682,956
元本等合計	1,809,148,198	2,756,249,734
純資産合計	1,809,148,198	2,756,249,734
負債純資産合計	1,818,331,807	2,779,738,653

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 自 平成23年 1月27日 至 平成24年 1月26日	第 4 期 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日
営業収益		
受取利息	4,485	7,210
有価証券売買等損益	△5,802,930	524,444,332
営業収益合計	△5,798,445	524,451,542
営業費用		
受託者報酬	960,622	1,362,823
委託者報酬	8,645,507	12,265,226
その他費用	57,519	81,648
営業費用合計	9,663,648	13,709,697
営業利益	△15,462,093	510,741,845
経常利益	△15,462,093	510,741,845
当期純利益	△15,462,093	510,741,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,791,790	56,883,334
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△166,532,260	△265,733,543
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,359,608	103,264,088
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,359,608	103,264,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,307,008	86,028,321
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,307,008	86,028,321
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△265,733,543	205,360,735

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月26日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成24年1月27日から平成25年1月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 [平成24年1月26日現在]	第 4 期 [平成25年1月28日現在]
※ 1 期首元本額	1,369,462,840円	2,074,881,741円
期中追加設定元本額	1,242,459,050円	1,359,220,047円
期中一部解約元本額	537,040,149円	883,212,789円
※ 2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	265,733,543円	—
3 受益権の総数	2,074,881,741口	2,550,888,999口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8719円 (8,719円)	1.0805円 (10,805円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期 (自 平成23年1月27日 至 平成24年1月26日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	43,745,663円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	41,613,520円
分配準備積立金額	D	17,606,489円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,965,672円
当ファンドの期末残存口数	F	2,074,881,741口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	496円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

第 4 期 (自 平成24年1月27日 至 平成25年1月28日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	65,407,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	305,236,487円
収益調整金額	C	87,354,360円
分配準備積立金額	D	42,038,726円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	500,037,316円
当ファンドの期末残存口数	F	2,550,888,999口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,960円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 3 期 （ 自 平成23年 1月27日 至 平成24年 1月26日 ）	第 4 期 （ 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 3 期 〔 平成24年1月26日現在 〕	第 4 期 〔 平成25年1月28日現在 〕
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 3 期 〔 平成24年1月26日現在 〕	第 4 期 〔 平成25年1月28日現在 〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△4,814,254	514,750,143
合計	△4,814,254	514,750,143

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,729,671,184	2,755,885,097	
	親投資信託受益証券 小計	1,729,671,184	2,755,885,097	
合計		1,729,671,184	2,755,885,097	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

[次へ](#)

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年1月26日現在]	[平成25年1月28日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	388,537,206	338,216,978
コール・ローン	91,465,725	46,898,505
国債証券	152,054,999,729	173,702,997,666
派生商品評価勘定	114,405	1,554
未収利息	1,758,465,721	1,984,541,604
前払費用	109,915,659	32,439,588
流動資産合計	154,403,498,445	176,105,095,895
資産合計	154,403,498,445	176,105,095,895
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,300	98,132
未払金	135,818,208	—
未払解約金	5,502,819	23,497,703
流動負債合計	141,327,327	23,595,835
負債合計	141,327,327	23,595,835
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	120,750,418,705	110,512,512,784
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	33,511,752,413	65,568,987,276
元本等合計	154,262,171,118	176,081,500,060
純資産合計	154,262,171,118	176,081,500,060
負債純資産合計	154,403,498,445	176,105,095,895

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成24年1月26日現在]	[平成25年1月28日現在]
※ 1 期首	平成23年1月27日	平成24年1月27日
期首元本額	124,842,322,378円	120,750,418,705円
期首からの追加設定元本額	14,839,363,005円	6,486,345,942円
期首からの一部解約元本額	18,931,266,678円	16,724,251,863円
元本の内訳*		
ファンド・マネジャー（海外債券）	119,275,809円	87,553,562円
eMAXIS 先進国債券インデックス	1,415,956,829円	1,729,671,184円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	10,864,308円	68,964,529円
eMAXIS バランス（波乗り型）	4,143,647円	35,732,257円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	3,810,912,138円	4,159,381,968円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	38,453,881,735円	35,852,839,252円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	5,737,706,145円	5,092,618,020円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	4,019,382,534円	3,608,115,101円
MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,920,365,302円	2,968,051,345円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	37,702,945,515円	31,862,993,686円
三菱UFJ バランスファンドVA 75型（適格機関投資家限定）	8,735,468,208円	7,674,158,013円
三菱UFJ バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	2,024,976,409円	1,747,398,685円
三菱UFJ バランスファンドVA 45型（適格機関投資家限定）	539,254,562円	491,939,224円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	302,050,616円	267,346,405円
三菱UFJ バランスファンド20VA（適格機関投資家限定）	3,334,179,822円	4,258,161,335円
三菱UFJ グローバル型バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	15,878,580円	16,090,185円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	52,553,035円	35,947,389円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	88,473,418円	71,854,674円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	95,155,536円	80,620,415円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	48,571,347円	38,407,386円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	2,633,496,894円	2,168,139,636円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	491,477,910円	418,899,506円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	917,080,096円	834,376,765円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	935,103,534円	825,432,369円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	1,060,058,461円	993,286,388円
外国債券インデックスファンドi（適格機関投資家限定）	2,042,985,077円	1,831,117,758円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,928,042,193円	2,023,528,127円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）	261,734,004円	236,896,573円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）	608,580,995円	588,370,449円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）	343,282,145円	345,187,327円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）	96,581,901円	99,433,271円
（合 計）	120,750,418,705円	110,512,512,784円
2 受益権の総数	120,750,418,705口	110,512,512,784口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2775円 (12,775円)	1.5933円 (15,933円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成23年 1月27日 至 平成24年 1月26日 ）	（ 自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	〔平成24年1月26日現在〕	〔平成25年1月28日現在〕
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	〔平成24年1月26日現在〕	〔平成25年1月28日現在〕
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	5,847,847,844	1,707,930,136
合 計	5,847,847,844	1,707,930,136

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	〔平成24年1月26日現在〕			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	24,892,340	—	24,886,400	△5,940
	オーストラリアドル	2,472,960	—	2,472,600	△360
	イギリスポンド	3,644,010	—	3,652,500	8,490
	ユーロ	23,317,285	—	23,423,200	105,915
	合 計	54,326,595	—	54,434,700	108,105

区 分	種 類	〔平成25年1月28日現在〕			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	19,998,692	—	20,024,400	△25,708
	イギリスポンド	2,872,130	—	2,872,000	130
	ユーロ	24,427,000	—	24,498,000	△71,000
	合 計	47,297,822	—	47,394,400	△96,578

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
アメリカドル				
国債証券	0.125 T-NOTE 131231	3,500,000.00	3,498,769.52	
	0.125 T-NOTE 140731	5,500,000.00	5,490,117.18	
	0.25 T-NOTE 140131	5,000,000.00	5,003,320.31	
	0.25 T-NOTE 140228	6,000,000.00	6,004,218.75	
	0.25 T-NOTE 140331	5,800,000.00	5,803,398.43	
	0.25 T-NOTE 140430	5,000,000.00	5,001,953.12	
	0.25 T-NOTE 140531	7,000,000.00	7,001,914.05	
	0.25 T-NOTE 140630	5,500,000.00	5,501,503.90	
	0.25 T-NOTE 140831	4,000,000.00	4,000,000.00	
	0.25 T-NOTE 140915	5,400,000.00	5,401,476.55	
	0.25 T-NOTE 141215	5,000,000.00	4,998,046.87	
	0.25 T-NOTE 150115	5,000,000.00	4,996,679.68	
	0.25 T-NOTE 150215	5,000,000.00	4,995,117.18	
	0.25 T-NOTE 150515	4,200,000.00	4,192,617.18	
	0.25 T-NOTE 150715	5,300,000.00	5,286,957.02	
	0.25 T-NOTE 150815	5,100,000.00	5,086,054.68	
	0.25 T-NOTE 150915	4,800,000.00	4,784,250.00	
	0.25 T-NOTE 151015	5,400,000.00	5,380,593.75	
	0.25 T-NOTE 151215	4,800,000.00	4,778,812.49	
	0.375 T-NOTE 141115	5,000,000.00	5,009,960.93	
	0.375 T-NOTE 150315	6,000,000.00	6,008,906.25	
	0.375 T-NOTE 150415	5,200,000.00	5,207,109.37	
	0.375 T-NOTE 150615	4,200,000.00	4,203,937.50	
	0.375 T-NOTE 151115	4,700,000.00	4,697,613.27	
	0.5 T-NOTE 140815	4,300,000.00	4,316,796.87	
	0.5 T-NOTE 141015	5,300,000.00	5,321,738.27	
	0.5 T-NOTE 170731	5,500,000.00	5,438,339.84	
	0.625 T-NOTE 140715	5,000,000.00	5,028,320.31	
	0.625 T-NOTE 170531	5,300,000.00	5,280,125.00	
	0.625 T-NOTE 170831	3,200,000.00	3,179,124.99	
	0.75 T-NOTE 140615	4,900,000.00	4,935,218.75	
	0.75 T-NOTE 171031	7,000,000.00	6,980,585.93	
	0.75 T-NOTE 171231	2,800,000.00	2,787,312.50	
	0.875 T-NOTE 161130	6,000,000.00	6,061,875.00	
	0.875 T-NOTE 161231	4,000,000.00	4,038,750.00	
	0.875 T-NOTE 170131	3,400,000.00	3,431,343.75	
	0.875 T-NOTE 170228	4,300,000.00	4,337,121.09	
	0.875 T-NOTE 170430	5,300,000.00	5,339,128.90	
	1 T-NOTE 140115	3,500,000.00	3,527,890.62	
	1 T-NOTE 140515	4,600,000.00	4,645,820.31	
	1 T-NOTE 160831	4,500,000.00	4,572,246.09	
	1 T-NOTE 160930	5,000,000.00	5,078,906.25	
	1 T-NOTE 161031	5,200,000.00	5,280,031.25	
	1 T-NOTE 170331	5,200,000.00	5,268,453.12	
	1 T-NOTE 191130	2,500,000.00	2,447,167.96	
	1.125 T-NOTE 190531	1,600,000.00	1,593,500.00	
	1.25 T-NOTE 140215	4,000,000.00	4,044,687.50	
	1.25 T-NOTE 140315	3,700,000.00	3,743,792.96	
	1.25 T-NOTE 140415	3,500,000.00	3,543,886.71	
	1.25 T-NOTE 150831	4,300,000.00	4,397,757.81	
	1.25 T-NOTE 150930	5,000,000.00	5,116,406.25	
	1.25 T-NOTE 151031	4,600,000.00	4,708,710.93	
	1.25 T-NOTE 191031	3,200,000.00	3,190,500.00	
	1.375 T-NOTE 151130	4,300,000.00	4,417,746.09	
	1.375 T-NOTE 180930	3,000,000.00	3,057,656.25	
	1.375 T-NOTE 181130	3,000,000.00	3,052,382.81	
	1.375 T-NOTE 181231	2,500,000.00	2,541,601.56	
	1.375 T-NOTE 190228	4,100,000.00	4,160,859.37	

1.5 T-NOTE 131231	2,700,000.00	2,733,117.18	
1.5 T-NOTE 160630	3,900,000.00	4,031,320.31	
1.5 T-NOTE 160731	4,300,000.00	4,445,628.90	
1.5 T-NOTE 180831	2,200,000.00	2,259,296.87	
1.5 T-NOTE 190331	1,800,000.00	1,837,968.75	
1.625 T-NOTE 221115	1,900,000.00	1,845,968.75	
1.75 T-NOTE 140131	3,100,000.00	3,149,164.06	
1.75 T-NOTE 140331	4,300,000.00	4,377,769.52	
1.75 T-NOTE 150731	5,700,000.00	5,897,941.39	
1.75 T-NOTE 160531	2,700,000.00	2,812,746.09	
1.75 T-NOTE 181031	4,500,000.00	4,680,000.00	
1.75 T-NOTE 220515	6,000,000.00	5,949,140.62	
1.875 T-NOTE 140228	4,800,000.00	4,887,937.49	
1.875 T-NOTE 140430	3,900,000.00	3,981,199.21	
1.875 T-NOTE 150630	3,800,000.00	3,941,164.06	
1.875 T-NOTE 170831	4,000,000.00	4,200,312.49	
1.875 T-NOTE 170930	2,700,000.00	2,834,156.25	
1.875 T-NOTE 171031	2,500,000.00	2,625,195.31	
11.25 T-BOND 150215	940,000.00	1,150,031.25	
2 T-NOTE 160131	3,100,000.00	3,244,949.21	
2 T-NOTE 160430	2,500,000.00	2,623,144.53	
2 T-NOTE 211115	6,900,000.00	7,046,085.93	
2 T-NOTE 220215	10,000,000.00	10,173,437.50	
2.125 T-NOTE 141130	5,800,000.00	5,997,109.37	
2.125 T-NOTE 150531	5,100,000.00	5,312,167.96	
2.125 T-NOTE 151231	2,300,000.00	2,414,011.71	
2.125 T-NOTE 160229	1,000,000.00	1,051,640.62	
2.125 T-NOTE 210815	6,200,000.00	6,417,484.37	
2.25 T-NOTE 140531	4,800,000.00	4,929,562.49	
2.25 T-NOTE 150131	6,400,000.00	6,650,999.99	
2.25 T-NOTE 160331	2,500,000.00	2,641,210.93	
2.25 T-NOTE 171130	3,000,000.00	3,202,968.75	
2.25 T-NOTE 180731	2,300,000.00	2,457,585.93	
2.375 T-NOTE 140831	5,500,000.00	5,685,839.84	
2.375 T-NOTE 140930	5,200,000.00	5,383,421.87	
2.375 T-NOTE 141031	6,100,000.00	6,325,175.77	
2.375 T-NOTE 150228	5,300,000.00	5,528,769.52	
2.375 T-NOTE 160331	2,100,000.00	2,226,410.15	
2.375 T-NOTE 170731	3,200,000.00	3,431,250.00	
2.375 T-NOTE 180531	1,700,000.00	1,827,300.78	
2.375 T-NOTE 180630	3,000,000.00	3,224,531.25	
2.5 T-NOTE 150331	6,300,000.00	6,600,480.46	
2.5 T-NOTE 150430	5,400,000.00	5,664,937.50	
2.5 T-NOTE 170630	3,000,000.00	3,231,445.31	
2.625 T-NOTE 140630	5,100,000.00	5,273,121.09	
2.625 T-NOTE 140731	4,700,000.00	4,869,089.84	
2.625 T-NOTE 141231	5,200,000.00	5,434,000.00	
2.625 T-NOTE 160229	1,800,000.00	1,920,796.87	
2.625 T-NOTE 160430	2,000,000.00	2,138,828.12	
2.625 T-NOTE 180131	1,000,000.00	1,086,796.87	
2.625 T-NOTE 180430	1,600,000.00	1,740,875.00	
2.625 T-NOTE 200815	5,500,000.00	5,958,476.56	
2.625 T-NOTE 201115	6,300,000.00	6,812,859.37	
2.75 T-BOND 420815	2,400,000.00	2,226,562.49	
2.75 T-NOTE 161130	3,700,000.00	4,000,335.93	
2.75 T-NOTE 170531	3,700,000.00	4,022,593.75	
2.75 T-NOTE 171231	1,700,000.00	1,856,585.93	
2.75 T-NOTE 180228	1,000,000.00	1,093,710.93	
2.75 T-NOTE 190215	5,900,000.00	6,470,871.09	
2.875 T-NOTE 180331	3,000,000.00	3,301,406.25	
3 T-NOTE 160831	3,000,000.00	3,260,625.00	
3 T-NOTE 160930	3,500,000.00	3,807,890.62	
3 T-NOTE 170228	3,400,000.00	3,720,875.00	
3.125 T-BOND 411115	2,700,000.00	2,717,929.68	
3.125 T-NOTE 161031	4,500,000.00	4,925,039.06	
3.125 T-NOTE 170131	3,800,000.00	4,173,171.87	
3.125 T-NOTE 170430	2,100,000.00	2,313,937.50	
3.125 T-NOTE 190515	6,300,000.00	7,056,492.18	
3.125 T-NOTE 210515	7,100,000.00	7,931,753.90	

3.25 T-NOTE 160531	2,100,000.00	2,292,281.25	
3.25 T-NOTE 160630	3,100,000.00	3,388,445.31	
3.25 T-NOTE 160731	4,000,000.00	4,378,125.00	
3.25 T-NOTE 161231	3,800,000.00	4,187,125.00	
3.25 T-NOTE 170331	3,400,000.00	3,761,515.62	
3.375 T-NOTE 191115	5,300,000.00	6,020,675.77	
3.5 T-BOND 390215	2,700,000.00	2,943,632.81	
3.5 T-NOTE 180215	4,400,000.00	4,970,625.00	
3.5 T-NOTE 200515	5,600,000.00	6,420,750.00	
3.625 T-NOTE 190815	5,800,000.00	6,680,195.30	
3.625 T-NOTE 200215	7,300,000.00	8,426,367.18	
3.625 T-NOTE 210215	6,800,000.00	7,867,812.50	
3.75 T-BOND 410815	3,700,000.00	4,188,226.56	
3.75 T-NOTE 181115	4,900,000.00	5,651,652.34	
3.875 T-BOND 400815	6,400,000.00	7,417,000.00	
3.875 T-NOTE 180515	2,000,000.00	2,305,703.12	
4 T-NOTE 140215	5,000,000.00	5,200,000.00	
4 T-NOTE 150215	4,200,000.00	4,517,296.87	
4 T-NOTE 180815	3,000,000.00	3,494,062.50	
4.125 T-NOTE 150515	3,400,000.00	3,694,976.56	
4.25 T-BOND 390515	2,800,000.00	3,450,562.50	
4.25 T-BOND 401115	6,300,000.00	7,759,828.12	
4.25 T-NOTE 140815	3,600,000.00	3,823,171.87	
4.25 T-NOTE 141115	3,000,000.00	3,213,398.43	
4.25 T-NOTE 150815	3,500,000.00	3,844,531.25	
4.25 T-NOTE 171115	2,700,000.00	3,136,218.75	
4.375 T-BOND 380215	1,800,000.00	2,255,484.37	
4.375 T-BOND 391115	3,900,000.00	4,898,156.25	
4.375 T-BOND 400515	6,000,000.00	7,537,031.25	
4.375 T-BOND 410515	5,700,000.00	7,161,515.62	
4.5 T-BOND 360215	2,000,000.00	2,546,328.12	
4.5 T-BOND 380515	2,100,000.00	2,680,863.28	
4.5 T-BOND 390815	1,900,000.00	2,431,925.78	
4.5 T-NOTE 151115	2,800,000.00	3,119,046.87	
4.5 T-NOTE 160215	2,500,000.00	2,806,835.93	
4.5 T-NOTE 170515	1,900,000.00	2,206,226.56	
4.625 T-BOND 400215	4,900,000.00	6,392,968.75	
4.625 T-NOTE 161115	3,300,000.00	3,797,062.50	
4.625 T-NOTE 170215	2,700,000.00	3,129,257.81	
4.75 T-BOND 370215	800,000.00	1,055,625.00	
4.75 T-BOND 410215	5,500,000.00	7,317,148.43	
4.75 T-NOTE 140515	4,200,000.00	4,445,601.56	
4.75 T-NOTE 170815	2,900,000.00	3,419,507.81	
4.875 T-NOTE 160815	2,900,000.00	3,342,023.43	
5 T-BOND 370515	700,000.00	955,281.25	
5.125 T-NOTE 160515	2,000,000.00	2,301,875.00	
5.25 T-BOND 281115	1,400,000.00	1,884,640.62	
5.25 T-BOND 290215	1,400,000.00	1,888,359.37	
5.375 T-BOND 310215	2,200,000.00	3,051,296.87	
5.5 T-BOND 280815	1,000,000.00	1,377,812.50	
6 T-BOND 260215	1,200,000.00	1,698,656.25	
6.125 T-BOND 271115	1,900,000.00	2,756,039.06	
6.125 T-BOND 290815	1,000,000.00	1,475,625.00	
6.25 T-BOND 230815	2,300,000.00	3,238,867.18	
6.25 T-BOND 300515	1,100,000.00	1,655,414.06	
6.5 T-BOND 261115	600,000.00	890,906.25	
6.875 T-BOND 250815	1,100,000.00	1,659,625.00	
7.125 T-BOND 230215	800,000.00	1,185,625.00	
7.25 T-BOND 160515	2,600,000.00	3,173,828.12	
7.25 T-BOND 220815	1,200,000.00	1,777,031.25	
7.5 T-BOND 161115	2,100,000.00	2,644,195.31	
7.5 T-BOND 241115	1,000,000.00	1,561,875.00	
8 T-BOND 211115	1,700,000.00	2,584,531.25	
8.125 T-BOND 190815	1,600,000.00	2,302,375.00	
8.75 T-BOND 170515	1,300,000.00	1,743,117.18	
8.75 T-BOND 200815	1,700,000.00	2,597,281.25	
8.875 T-BOND 170815	1,400,000.00	1,908,921.87	
8.875 T-BOND 190215	2,300,000.00	3,354,585.93	
国債証券 小 計	733,640,000.00	789,490,272.66 (71,867,299,520)	

アメリカドル 小 計		733,640,000.00	789,490,272.66 (71,867,299,520)	
カナダドル				
国債証券	1 CAN GOVT 140201	1,000,000.00	999,250.00	
	1 CAN GOVT 141101	800,000.00	798,288.00	
	1 CAN GOVT 150201	1,500,000.00	1,496,205.00	
	1.5 CAN GOVT 150801	800,000.00	805,752.00	
	1.5 CAN GOVT 170301	1,900,000.00	1,907,334.00	
	1.5 CAN GOVT 170901	500,000.00	501,210.00	
	2 CAN GOVT 140301	1,100,000.00	1,110,945.00	
	2 CAN GOVT 141201	2,100,000.00	2,133,264.00	
	2 CAN GOVT 160601	1,100,000.00	1,124,596.00	
	2.25 CAN GOVT 140801	2,800,000.00	2,847,516.00	
	2.5 CAN GOVT 150601	1,400,000.00	1,443,078.00	
	2.75 CAN GOVT 160901	1,400,000.00	1,468,432.00	
	2.75 CAN GOVT 220601	1,600,000.00	1,710,800.00	
	3 CAN GOVT 140601	2,300,000.00	2,357,776.00	
	3 CAN GOVT 151201	1,500,000.00	1,573,245.00	
	3.25 CAN GOVT 210601	1,500,000.00	1,662,945.00	
	3.5 CAN GOVT 200601	1,700,000.00	1,904,442.00	
	3.5 CAN GOVT 451201	600,000.00	731,418.00	
	3.75 CAN GOVT 190601	2,400,000.00	2,706,672.00	
	4 CAN GOVT 160601	1,800,000.00	1,957,878.00	
	4 CAN GOVT 170601	1,750,000.00	1,939,717.50	
	4 CAN GOVT 410601	2,000,000.00	2,596,500.00	
	4.25 CAN GOVT 180601	1,600,000.00	1,825,584.00	
	4.5 CAN GOVT 150601	1,800,000.00	1,938,456.00	
	5 CAN GOVT 140601	1,800,000.00	1,892,934.00	
	5 CAN GOVT 370601	2,300,000.00	3,319,314.00	
	5.75 CAN GOVT 290601	1,600,000.00	2,332,880.00	
	5.75 CAN GOVT 330601	2,000,000.00	3,038,980.00	
	8 CAN GOVT 270601	900,000.00	1,532,988.00	
	9 CAN GOVT 250601	450,000.00	783,729.00	
国債証券 小 計		46,000,000.00	52,442,128.50 (4,737,097,467)	
カナダドル 小 計		46,000,000.00	52,442,128.50 (4,737,097,467)	
オーストラリアドル				
国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	500,000.00	467,825.00	
	3.25 AUST GOVT 290421	500,000.00	464,265.00	
	4.25 AUST GOVT 170721	1,400,000.00	1,485,232.00	
	4.5 AUST GOVT 141021	1,600,000.00	1,648,720.00	
	4.5 AUST GOVT 200415	2,300,000.00	2,511,646.00	
	4.75 AUST GOVT 151021	1,100,000.00	1,158,949.00	
	4.75 AUST GOVT 160615	2,000,000.00	2,129,900.00	
	4.75 AUST GOVT 270421	800,000.00	894,264.00	
	5.25 AUST GOVT 190315	2,100,000.00	2,366,343.00	
	5.5 AUST GOVT 180121	1,600,000.00	1,794,480.00	
	5.5 AUST GOVT 230421	1,500,000.00	1,781,220.00	
	5.75 AUST GOVT 210515	2,600,000.00	3,086,226.00	
	5.75 AUST GOVT 220715	1,800,000.00	2,161,188.00	
	6 AUST GOVT 170215	2,200,000.00	2,472,998.00	
	6.25 AUST GOVT 140615	1,800,000.00	1,886,652.00	
	6.25 AUST GOVT 150415	1,800,000.00	1,936,728.00	
国債証券 小 計		25,600,000.00	28,246,636.00 (2,678,910,958)	
オーストラリアドル 小 計		25,600,000.00	28,246,636.00 (2,678,910,958)	
イギリスポンド				
国債証券	1 GILT 170907	3,000,000.00	3,004,200.00	
	1.75 GILT 170122	2,200,000.00	2,281,840.00	
	1.75 GILT 220907	1,800,000.00	1,752,210.00	
	2 GILT 160122	3,200,000.00	3,335,040.00	
	2.25 GILT 140307	3,600,000.00	3,675,600.00	
	2.75 GILT 150122	3,200,000.00	3,347,840.00	
	3.75 GILT 190907	2,100,000.00	2,411,430.00	
	3.75 GILT 200907	2,700,000.00	3,108,780.00	
	3.75 GILT 210907	2,900,000.00	3,342,540.00	
	3.75 GILT 520722	1,500,000.00	1,604,250.00	
	4 GILT 160907	2,900,000.00	3,245,825.00	

	4 GILT 220307	1,900,000.00	2,232,215.00	
	4 GILT 600122	1,800,000.00	2,054,880.00	
	4.25 GILT 271207	1,800,000.00	2,164,410.00	
	4.25 GILT 320607	2,400,000.00	2,862,480.00	
	4.25 GILT 360307	2,435,000.00	2,875,369.75	
	4.25 GILT 390907	1,700,000.00	1,998,860.00	
	4.25 GILT 401207	2,300,000.00	2,702,960.00	
	4.25 GILT 461207	2,100,000.00	2,470,755.00	
	4.25 GILT 491207	2,000,000.00	2,359,200.00	
	4.25 GILT 551207	2,100,000.00	2,499,630.00	
	4.5 GILT 190307	2,300,000.00	2,734,125.00	
	4.5 GILT 340907	2,100,000.00	2,573,340.00	
	4.5 GILT 421207	2,500,000.00	3,066,000.00	
	4.75 GILT 150907	2,850,000.00	3,168,487.50	
	4.75 GILT 200307	2,600,000.00	3,166,280.00	
	4.75 GILT 301207	2,100,000.00	2,663,955.00	
	4.75 GILT 381207	2,200,000.00	2,796,860.00	
	5 GILT 140907	3,500,000.00	3,759,350.00	
	5 GILT 180307	2,500,000.00	2,988,125.00	
	5 GILT 250307	2,000,000.00	2,574,000.00	
	6 GILT 281207	1,300,000.00	1,870,245.00	
	8 GILT 151207	500,000.00	607,550.00	
	8 GILT 210607	1,800,000.00	2,682,540.00	
	8.75 GILT 170825	1,050,000.00	1,419,810.00	
	国債証券 小 計	78,935,000.00	91,400,982.25 (13,126,095,060)	
	イギリスポンド 小 計	78,935,000.00	91,400,982.25 (13,126,095,060)	
	スイスフラン			
国債証券	2.25 SWISS GOVT 200706	600,000.00	677,040.00	
	2.5 SWISS GOVT 160312	1,000,000.00	1,074,400.00	
	3 SWISS GOVT 180108	1,000,000.00	1,132,850.00	
	3 SWISS GOVT 190512	800,000.00	931,000.00	
	3.75 SWISS GOVT 150610	200,000.00	217,500.00	
	4 SWISS GOVT 230211	600,000.00	787,632.00	
	4 SWISS GOVT 280408	700,000.00	984,214.00	
	4.25 SWISS GOVT 140106	600,000.00	623,640.00	
	4.25 SWISS GOVT 170605	800,000.00	939,560.00	
	国債証券 小 計	6,300,000.00	7,367,836.00 (723,226,781)	
	スイスフラン 小 計	6,300,000.00	7,367,836.00 (723,226,781)	
	シンガポールドル			
国債証券	0.25 SINGAPORGGOVT 140201	200,000.00	200,040.00	
	1.125SINGAPORGGOVT 160401	200,000.00	205,180.00	
	1.375SINGAPORGGOVT 141001	500,000.00	509,250.00	
	2.25 SINGAPORGGOVT 210601	200,000.00	215,740.00	
	2.375 SINGAPORGGOVT 170401	700,000.00	758,800.00	
	2.5 SINGAPORGGOVT 190601	700,000.00	772,940.00	
	2.75 SINGAPORGGOVT 420401	300,000.00	306,300.00	
	2.875SINGAPORGGOVT 150701	800,000.00	850,000.00	
	2.875SINGAPORGGOVT 300901	400,000.00	437,880.00	
	3 SINGAPORGGOVT 240901	500,000.00	568,100.00	
	3.125SINGAPORGGOVT 220901	600,000.00	694,500.00	
	3.25 SINGAPORGGOVT 200901	700,000.00	807,170.00	
	3.5 SINGAPORGGOVT 270301	600,000.00	706,380.00	
	3.625SINGAPORGGOVT 140701	800,000.00	838,800.00	
	3.75 SINGAPORGGOVT 160901	750,000.00	841,425.00	
	4 SINGAPORGGOVT 180901	400,000.00	474,600.00	
	国債証券 小 計	8,350,000.00	9,187,105.00 (677,181,509)	
	シンガポールドル 小 計	8,350,000.00	9,187,105.00 (677,181,509)	

(単位：円)

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
マレーシアリングgit				
国債証券	3.418MALAYSIAGOV 220815	1,100,000.00	1,093,686.00	
	3.434 MALAYSIAGOV 140815	900,000.00	905,913.00	
	3.502MALAYSIAGOV 270531	1,000,000.00	972,010.00	
	3.58 MALAYSIAGOV 180928	400,000.00	404,476.00	
	3.741 MALAYSIAGOV 150227	1,700,000.00	1,722,712.00	
	3.814MALAYSIAGOV 170215	3,600,000.00	3,679,056.00	
	3.835MALAYSIAGOV 150812	1,900,000.00	1,933,573.00	
	3.892 MALAYSIAGOV 270315	100,000.00	101,721.00	
	4.012 MALAYSIAGOV 170915	2,300,000.00	2,373,416.00	
	4.127 MALAYSIA 320415	1,700,000.00	1,748,722.00	
	4.16 MALAYSIAGOV 210715	1,400,000.00	1,468,334.00	
	4.24 MALAYSIAGOV 180207	1,000,000.00	1,041,990.00	
	4.262MALAYSIAGOV 160915	4,000,000.00	4,147,480.00	
	4.378MALAYSIAGOV 191129	4,200,000.00	4,444,062.00	
	4.392 MALAYSIAGOV 260415	1,200,000.00	1,287,456.00	
	5.094MALAYSIAGOV 140430	3,000,000.00	3,076,320.00	
	5.734MALAYSIAGOV 190730	1,000,000.00	1,133,580.00	
国債証券 小 計		30,500,000.00	31,534,507.00 (939,728,308)	
マレーシアリングgit 小 計		30,500,000.00	31,534,507.00 (939,728,308)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	1.5 SWD GOVT 231113	3,000,000.00	2,866,080.00	
	3 SWD GOVT 160712	6,400,000.00	6,798,848.00	
	3.5 SWD GOVT 220601	9,900,000.00	11,284,515.00	
	3.5 SWD GOVT 390330	6,000,000.00	6,996,780.00	
	3.75 SWD GOVT 170812	7,500,000.00	8,306,550.00	
	4.25 SWD GOVT 190312	8,900,000.00	10,304,331.00	
	4.5 SWD GOVT 150812	8,700,000.00	9,459,336.00	
	5 SWD GOVT 201201	6,600,000.00	8,183,340.00	
	6.75 SWD GOVT 140505	10,000,000.00	10,748,200.00	
国債証券 小 計		67,000,000.00	74,947,980.00 (1,055,267,558)	
スウェーデンクローネ 小 計		67,000,000.00	74,947,980.00 (1,055,267,558)	
ノルウェークローネ				
国債証券	3.75 NORWE GOVT 210525	5,200,000.00	5,763,160.00	
	4.25 NORWE GOVT 170519	6,100,000.00	6,681,025.00	
	4.5 NORWE GOVT 190522	5,200,000.00	5,929,560.00	
	5 NORWE GOVT 150515	8,400,000.00	9,018,660.00	
国債証券 小 計		24,900,000.00	27,392,405.00 (450,331,138)	
ノルウェークローネ 小 計		24,900,000.00	27,392,405.00 (450,331,138)	
デンマーククローネ				
国債証券	2 DMK GOVT 141115	7,900,000.00	8,152,405.00	
	3 DMK GOVT 211115	12,100,000.00	13,721,400.00	
	4 DMK GOVT 151115	12,400,000.00	13,667,280.00	
	4 DMK GOVT 171115	7,800,000.00	9,018,360.00	
	4 DMK GOVT 191115	11,400,000.00	13,625,280.00	
	4.5 DMK GOVT 391115	15,000,000.00	21,775,500.00	
	7 DMK GOVT 241110	3,200,000.00	5,045,760.00	
国債証券 小 計		69,800,000.00	85,005,985.00 (1,395,798,273)	
デンマーククローネ 小 計		69,800,000.00	85,005,985.00 (1,395,798,273)	
メキシコペソ				
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	11,600,000.00	16,541,484.00	
	10 MEXICAN BONOS 361120	9,600,000.00	14,343,360.00	
	5 MEXICAN BONOS 170615	5,000,000.00	5,042,650.00	
	6 MEXICAN BONOS 150618	11,000,000.00	11,363,880.00	
	6.25 MEXICAN BONO 160616	14,800,000.00	15,513,804.00	
	6.5 MEXICAN BONOS 210610	13,900,000.00	15,273,320.00	
	6.5 MEXICAN BONOS 220609	9,700,000.00	10,682,222.00	
	7 MEXICAN BONOS 140619	10,700,000.00	11,058,878.00	
	7.25 MEXICAN BONO 161215	8,700,000.00	9,474,387.00	

	7.5 MEXICAN BONOS 270603	11,000,000.00	13,112,880.00	
	7.75 MEXICAN BONO 171214	9,700,000.00	10,952,076.00	
	7.75 MEXICAN BONO 310529	9,600,000.00	11,582,304.00	
	7.75 MEXICAN BONO 421113	2,000,000.00	2,440,180.00	
	8 MEXICAN BONOS 151217	8,700,000.00	9,482,826.00	
	8 MEXICAN BONOS 200611	10,500,000.00	12,508,230.00	
	8 MEXICAN BONOS 231207	3,600,000.00	4,447,656.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 181213	6,100,000.00	7,233,929.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 290531	14,100,000.00	18,258,654.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 381118	14,200,000.00	18,618,046.00	
	9.5 MEXICAN BONOS 141218	16,900,000.00	18,420,662.00	
	国債証券 小 計	201,400,000.00	236,351,428.00 (1,697,003,253)	
	メキシコペソ 小 計	201,400,000.00	236,351,428.00 (1,697,003,253)	
	ポーランドズロチ			
国債証券	4.75 POLAND 161025	3,300,000.00	3,457,080.00	
	4.75 POLAND 170425	2,500,000.00	2,634,750.00	
	5 POLAND 160425	3,200,000.00	3,359,680.00	
	5.25 POLAND 171025	3,400,000.00	3,670,640.00	
	5.25 POLAND 201025	3,700,000.00	4,081,100.00	
	5.5 POLAND 150425	5,100,000.00	5,334,600.00	
	5.5 POLAND 191025	3,800,000.00	4,240,610.00	
	5.75 POLAND 140425	4,900,000.00	5,042,100.00	
	5.75 POLAND 211025	1,900,000.00	2,168,470.00	
	5.75 POLAND 220923	4,200,000.00	4,833,570.00	
	5.75 POLAND 290425	1,000,000.00	1,198,100.00	
	6.25 POLAND 151024	4,600,000.00	4,945,460.00	
	国債証券 小 計	41,600,000.00	44,966,160.00 (1,322,904,427)	
	ポーランドズロチ 小 計	41,600,000.00	44,966,160.00 (1,322,904,427)	
	南アフリカランド			
国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	16,000,000.00	20,309,280.00	
	13.5 SOUTH AFRICA 150915	9,000,000.00	10,763,190.00	
	6.25 SOUTH AFRICA 360331	9,000,000.00	7,208,640.00	
	6.5 SOUTH AFRICA 410228	5,500,000.00	4,467,870.00	
	6.75 SOUTH AFRICA 210331	11,100,000.00	11,277,711.00	
	7 SOUTH AFRICA 310228	6,000,000.00	5,483,760.00	
	7.25 SOUTH AFRICA 200115	11,800,000.00	12,392,596.00	
	7.75 SOUTH AFRICA 230228	2,000,000.00	2,130,500.00	
	8 SOUTH AFRICA 181221	10,900,000.00	11,909,122.00	
	8.25 SOUTH AFRICA 170915	11,000,000.00	12,061,940.00	
	8.75 SOUTH AFRICA 141221	4,000,000.00	4,257,320.00	
	8.75 SOUTH AFRICA 480228	2,400,000.00	2,496,672.00	
	国債証券 小 計	98,700,000.00	104,758,601.00 (1,063,299,800)	
	南アフリカランド 小 計	98,700,000.00	104,758,601.00 (1,063,299,800)	
	ユーロ			
国債証券	0 SCHATS 140613	1,400,000.00	1,395,870.00	
	0 SCHATS 140912	1,200,000.00	1,195,440.00	
	0.25 SCHATS 140314	1,600,000.00	1,601,360.00	
	0.5 OBL 170407	2,600,000.00	2,593,890.00	
	0.5 OBL 171013	500,000.00	496,450.00	
	0.75 BTAN 140925	1,500,000.00	1,511,400.00	
	0.75 NETH GOVT 150415	1,300,000.00	1,311,570.00	
	0.75 OBL 170224	2,200,000.00	2,218,810.00	
	1 BTAN 170725	500,000.00	500,350.00	
	1 NETH GOVT 140115	1,900,000.00	1,915,295.00	
	1.25 NETH GOVT 180115	800,000.00	812,200.00	
	1.25 OBL 161014	2,300,000.00	2,367,620.00	
	1.5 BUND 220904	1,000,000.00	993,400.00	
	1.625 FINNISH GOV 220915	500,000.00	493,175.00	
	1.75 BTAN 170225	3,200,000.00	3,313,760.00	
	1.75 BUND 220704	2,400,000.00	2,444,160.00	
	1.75 FINNISH GOVT 160415	1,100,000.00	1,145,320.00	
	1.75 OBL 151009	2,400,000.00	2,492,160.00	
	1.875 FINNISH GOV 170415	300,000.00	314,565.00	
	2 BTAN 150712	4,000,000.00	4,150,800.00	

2 BUND 220104	2,800,000.00	2,926,980.00	
2 OBL 160226	2,000,000.00	2,100,400.00	
2.25 BTAN 160225	3,100,000.00	3,257,480.00	
2.25 BUND 200904	2,300,000.00	2,475,605.00	
2.25 BUND 210904	2,300,000.00	2,461,690.00	
2.25 NETH GOVT 220715	1,500,000.00	1,561,500.00	
2.25 O.A.T 221025	1,500,000.00	1,503,300.00	
2.25 OBL 140411	2,400,000.00	2,458,800.00	
2.25 OBL 150410	2,800,000.00	2,921,240.00	
2.5 BTAN 140112	3,100,000.00	3,167,735.00	
2.5 BTAN 150115	3,000,000.00	3,126,450.00	
2.5 BTAN 160725	3,500,000.00	3,716,300.00	
2.5 BUND 210104	2,800,000.00	3,061,380.00	
2.5 BUND 440704	600,000.00	611,460.00	
2.5 ITALY GOVT 150301	2,000,000.00	2,032,100.00	
2.5 NETH GOVT 170115	2,100,000.00	2,248,680.00	
2.5 NETH GOVT 330115	700,000.00	707,980.00	
2.5 O.A.T 201025	3,900,000.00	4,105,920.00	
2.5 OBL 141010	2,500,000.00	2,595,500.00	
2.5 OBL 150227	2,500,000.00	2,616,250.00	
2.75 BEL GOVT 160328	1,200,000.00	1,277,760.00	
2.75 FINNISH GOVT 280704	400,000.00	424,480.00	
2.75 NETH GOVT 150115	2,300,000.00	2,409,825.00	
2.75 OBL 160408	2,400,000.00	2,580,600.00	
3 BEL GOVT 190928	600,000.00	651,450.00	
3 BTAN 140712	4,400,000.00	4,574,680.00	
3 BUND 200704	3,300,000.00	3,729,990.00	
3 ITALY GOVT 140401	2,200,000.00	2,244,990.00	
3 ITALY GOVT 150415	3,100,000.00	3,177,810.00	
3 ITALY GOVT 150615	2,700,000.00	2,769,390.00	
3 ITALY GOVT 151101	2,500,000.00	2,567,625.00	
3 O.A.T 151025	4,500,000.00	4,804,425.00	
3 O.A.T 220425	3,900,000.00	4,189,380.00	
3 SPAIN GOVT 150430	2,700,000.00	2,728,890.00	
3.125 FINNISHGOVT 140915	1,000,000.00	1,046,900.00	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	300,000.00	324,030.00	
3.15 SPAIN GOVT 160131	2,800,000.00	2,816,100.00	
3.2 AUSTRIA GOVT 170220	1,300,000.00	1,427,075.00	
3.25 BEL GOVT 160928	1,850,000.00	2,013,447.50	
3.25 BUND 150704	3,100,000.00	3,321,185.00	
3.25 BUND 200104	3,200,000.00	3,664,320.00	
3.25 BUND 210704	2,800,000.00	3,222,240.00	
3.25 BUND 420704	2,200,000.00	2,604,140.00	
3.25 NETH GOVT 150715	2,400,000.00	2,568,960.00	
3.25 NETH GOVT 210715	2,300,000.00	2,596,815.00	
3.25 O.A.T 160425	3,700,000.00	4,008,950.00	
3.25 O.A.T 211025	3,900,000.00	4,290,780.00	
3.25 SPAIN GOVT 160430	2,900,000.00	2,916,385.00	
3.3 SPAIN GOVT 141031	2,900,000.00	2,956,405.00	
3.375 FINNISH GOV 200415	1,000,000.00	1,138,200.00	
3.4 AUSTRIA GOVT 141020	1,500,000.00	1,580,250.00	
3.4 AUSTRIA GOVT 221122	400,000.00	451,720.00	
3.4 SPAIN GOVT 140430	2,000,000.00	2,039,600.00	
3.5 AUSTRIA GOVT 150715	1,700,000.00	1,828,605.00	
3.5 AUSTRIA GOVT 210915	2,000,000.00	2,280,200.00	
3.5 BEL GOVT 150328	1,500,000.00	1,597,800.00	
3.5 BEL GOVT 170628	1,200,000.00	1,326,120.00	
3.5 BUND 160104	3,000,000.00	3,275,400.00	
3.5 BUND 190704	3,000,000.00	3,471,450.00	
3.5 FINNISH GOVT 210415	800,000.00	919,160.00	
3.5 ITALY GOVT 140601	2,900,000.00	2,982,215.00	
3.5 NETH GOVT 200715	2,300,000.00	2,637,295.00	
3.5 O.A.T 150425	3,500,000.00	3,740,625.00	
3.5 O.A.T 200425	3,900,000.00	4,389,645.00	
3.5 O.A.T 260425	4,600,000.00	5,040,450.00	
3.65 AUSTRIA GOVT 220420	1,100,000.00	1,267,255.00	
3.75 BEL GOVT 150928	1,150,000.00	1,246,945.00	
3.75 BEL GOVT 200928	2,300,000.00	2,611,650.00	
3.75 BUND 150104	2,900,000.00	3,095,315.00	

3.75 BUND 170104	3,000,000.00	3,378,600.00	
3.75 BUND 190104	3,100,000.00	3,612,275.00	
3.75 ITALY GOVT 150801	3,800,000.00	3,964,540.00	
3.75 ITALY GOVT 160415	2,300,000.00	2,413,275.00	
3.75 ITALY GOVT 160801	4,100,000.00	4,300,695.00	
3.75 ITALY GOVT 210301	3,500,000.00	3,523,625.00	
3.75 ITALY GOVT 210801	4,100,000.00	4,122,140.00	
3.75 NETH GOVT 140715	2,200,000.00	2,312,530.00	
3.75 NETH GOVT 230115	1,600,000.00	1,876,800.00	
3.75 NETH GOVT 420115	1,700,000.00	2,141,660.00	
3.75 O.A.T 170425	4,400,000.00	4,921,620.00	
3.75 O.A.T 191025	3,800,000.00	4,337,320.00	
3.75 O.A.T 210425	4,100,000.00	4,681,995.00	
3.75 SPAIN GOVT 151031	1,300,000.00	1,331,330.00	
3.8 SPAIN GOVT 170131	2,700,000.00	2,738,610.00	
3.875 FINNISH GOVT170915	800,000.00	911,560.00	
3.9 AUSTRIA GOVT 200715	1,800,000.00	2,097,630.00	
4 AUSTRIA GOVT 160915	1,400,000.00	1,567,370.00	
4 BEL GOVT 140328	1,700,000.00	1,773,100.00	
4 BEL GOVT 170328	1,700,000.00	1,909,015.00	
4 BEL GOVT 180328	1,400,000.00	1,594,810.00	
4 BEL GOVT 190328	1,500,000.00	1,723,275.00	
4 BEL GOVT 220328	1,900,000.00	2,192,220.00	
4 BEL GOVT 320328	300,000.00	341,490.00	
4 BUND 160704	3,500,000.00	3,924,550.00	
4 BUND 180104	2,700,000.00	3,130,785.00	
4 BUND 370104	2,900,000.00	3,770,725.00	
4 FINNISH GOVT 250704	900,000.00	1,091,160.00	
4 IRISH GOVT 140115	1,500,000.00	1,539,225.00	
4 ITALY GOVT 170201	3,600,000.00	3,797,280.00	
4 ITALY GOVT 200901	3,900,000.00	4,011,735.00	
4 ITALY GOVT 370201	3,200,000.00	2,857,120.00	
4 NETH GOVT 160715	1,700,000.00	1,899,665.00	
4 NETH GOVT 180715	2,000,000.00	2,312,300.00	
4 NETH GOVT 190715	2,000,000.00	2,342,600.00	
4 NETH GOVT 370115	1,800,000.00	2,297,790.00	
4 O.A.T 140425	3,450,000.00	3,609,907.50	
4 O.A.T 141025	3,000,000.00	3,191,850.00	
4 O.A.T 180425	3,400,000.00	3,887,560.00	
4 O.A.T 381025	3,150,000.00	3,633,997.50	
4 O.A.T 550425	2,050,000.00	2,367,032.50	
4 O.A.T 600425	1,200,000.00	1,387,080.00	
4 SPAIN GOVT 150730	2,800,000.00	2,890,440.00	
4 SPAIN GOVT 200430	2,900,000.00	2,826,050.00	
4.1 SPAIN GOVT 180730	2,500,000.00	2,527,125.00	
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	1,650,000.00	2,073,720.00	
4.2 SPAIN GOVT 370131	2,000,000.00	1,610,000.00	
4.25 BEL GOVT 140928	1,700,000.00	1,809,565.00	
4.25 BEL GOVT 210928	1,900,000.00	2,230,220.00	
4.25 BEL GOVT 220928	1,800,000.00	2,107,080.00	
4.25 BEL GOVT 410328	1,600,000.00	1,900,720.00	
4.25 BUND 140104	3,200,000.00	3,321,920.00	
4.25 BUND 140704	3,700,000.00	3,912,380.00	
4.25 BUND 170704	2,900,000.00	3,362,115.00	
4.25 BUND 180704	2,700,000.00	3,194,640.00	
4.25 BUND 390704	2,000,000.00	2,739,600.00	
4.25 FINNISH GOVT 150704	600,000.00	656,520.00	
4.25 ITALY GOVT 140701	2,100,000.00	2,184,525.00	
4.25 ITALY GOVT 140801	4,000,000.00	4,167,400.00	
4.25 ITALY GOVT 150201	2,500,000.00	2,629,125.00	
4.25 ITALY GOVT 190201	3,100,000.00	3,272,050.00	
4.25 ITALY GOVT 190901	3,500,000.00	3,686,725.00	
4.25 ITALY GOVT 200301	3,500,000.00	3,661,175.00	
4.25 O.A.T 171025	3,600,000.00	4,132,800.00	
4.25 O.A.T 181025	3,300,000.00	3,838,230.00	
4.25 O.A.T 190425	4,100,000.00	4,792,490.00	
4.25 O.A.T 231025	4,400,000.00	5,186,060.00	
4.25 SPAIN GOVT 140131	1,700,000.00	1,746,070.00	
4.25 SPAIN GOVT 161031	2,700,000.00	2,787,615.00	

4.3 AUSTRIA GOVT 140715	1,300,000.00	1,376,440.00	
4.3 AUSTRIA GOVT 170915	1,000,000.00	1,154,450.00	
4.3 SPAIN GOVT 191031	2,400,000.00	2,409,480.00	
4.35 AUSTRIA GOVT 190315	1,700,000.00	2,007,870.00	
4.375 FINNISH GOV 190704	600,000.00	718,410.00	
4.4 IRISH GOVT 190618	1,100,000.00	1,136,520.00	
4.4 SPAIN GOVT 150131	2,700,000.00	2,810,970.00	
4.5 BEL GOVT 260328	900,000.00	1,080,270.00	
4.5 IRISH GOVT 181018	1,350,000.00	1,427,220.00	
4.5 IRISH GOVT 200418	1,700,000.00	1,749,300.00	
4.5 ITALY GOVT 150715	500,000.00	530,525.00	
4.5 ITALY GOVT 180201	3,200,000.00	3,433,920.00	
4.5 ITALY GOVT 180801	3,200,000.00	3,430,400.00	
4.5 ITALY GOVT 190301	3,100,000.00	3,308,320.00	
4.5 ITALY GOVT 200201	2,900,000.00	3,082,120.00	
4.5 ITALY GOVT 260301	2,100,000.00	2,131,080.00	
4.5 NETH GOVT 170715	1,800,000.00	2,090,160.00	
4.5 O.A.T 410425	3,100,000.00	3,872,830.00	
4.6 IRISH GOVT 160418	1,300,000.00	1,394,445.00	
4.6 SPAIN GOVT 190730	2,300,000.00	2,357,615.00	
4.65 AUSTRIA GOVT 180115	1,700,000.00	2,000,900.00	
4.65 SPAIN GOVT 250730	1,900,000.00	1,768,615.00	
4.7 SPAIN GOVT 410730	1,600,000.00	1,373,600.00	
4.75 BUND 280704	1,400,000.00	1,884,120.00	
4.75 BUND 340704	2,800,000.00	3,946,180.00	
4.75 BUND 400704	2,000,000.00	2,958,700.00	
4.75 ITALY GOVT 160915	2,200,000.00	2,381,170.00	
4.75 ITALY GOVT 170501	2,300,000.00	2,486,185.00	
4.75 ITALY GOVT 170601	1,400,000.00	1,512,770.00	
4.75 ITALY GOVT 210901	3,600,000.00	3,857,220.00	
4.75 ITALY GOVT 230801	3,300,000.00	3,477,375.00	
4.75 O.A.T 350425	2,700,000.00	3,431,295.00	
4.75 SPAIN GOVT 140730	2,200,000.00	2,288,550.00	
4.8 SPAIN GOVT 240131	1,900,000.00	1,825,520.00	
4.85 AUSTRIA GOVT 260315	1,100,000.00	1,424,665.00	
4.85 SPAIN GOVT 201031	2,600,000.00	2,639,390.00	
4.9 SPAIN GOVT 400730	1,750,000.00	1,545,862.50	
5 BEL GOVT 350328	2,400,000.00	3,116,640.00	
5 IRISH GOVT 201018	1,000,000.00	1,057,350.00	
5 ITALY GOVT 220301	2,500,000.00	2,703,875.00	
5 ITALY GOVT 250301	3,000,000.00	3,185,250.00	
5 ITALY GOVT 340801	2,800,000.00	2,872,520.00	
5 ITALY GOVT 390801	2,500,000.00	2,567,375.00	
5 ITALY GOVT 400901	2,800,000.00	2,868,600.00	
5 O.A.T 161025	4,200,000.00	4,854,780.00	
5.25 ITALY GOVT 170801	3,300,000.00	3,642,540.00	
5.25 ITALY GOVT 291101	3,600,000.00	3,835,260.00	
5.4 IRISH GOVT 250313	1,700,000.00	1,785,340.00	
5.5 BEL GOVT 170928	1,300,000.00	1,559,220.00	
5.5 BEL GOVT 280328	2,400,000.00	3,198,720.00	
5.5 BUND 310104	2,500,000.00	3,696,375.00	
5.5 IRISH GOVT 171018	400,000.00	443,180.00	
5.5 ITALY GOVT 220901	2,600,000.00	2,897,960.00	
5.5 NETH GOVT 280115	1,800,000.00	2,546,640.00	
5.5 O.A.T 290425	2,800,000.00	3,774,120.00	
5.5 SPAIN GOVT 170730	2,600,000.00	2,806,050.00	
5.5 SPAIN GOVT 210430	3,200,000.00	3,358,240.00	
5.625 BUND 280104	1,800,000.00	2,616,210.00	
5.75 ITALY GOVT 330201	1,750,000.00	1,964,462.50	
5.75 O.A.T 321025	3,150,000.00	4,472,685.00	
5.75 SPAIN GOVT 320730	1,900,000.00	1,930,875.00	
5.85 SPAIN GOVT 220131	1,200,000.00	1,277,460.00	
5.9 IRISH GOVT 191018	700,000.00	783,160.00	
5.9 SPAIN GOVT 260730	800,000.00	830,520.00	
6 BUND 160620	140,000.00	166,089.00	
6 ITALY GOVT 141115	1,700,000.00	1,834,980.00	
6 ITALY GOVT 310501	4,000,000.00	4,603,000.00	
6 O.A.T 251025	2,300,000.00	3,164,340.00	
6 SPAIN GOVT 290131	2,500,000.00	2,620,500.00	

6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,100,000.00	1,628,275.00	
6.25 BUND 240104	1,300,000.00	1,889,810.00	
6.25 BUND 300104	1,200,000.00	1,885,320.00	
6.5 BUND 270704	1,400,000.00	2,188,340.00	
6.5 ITALY GOVT 271101	3,400,000.00	4,079,660.00	
7.25 ITALY GOVT 261101	1,400,000.00	1,783,530.00	
8 BEL GOVT 150328	900,000.00	1,045,485.00	
8.5 O.A.T 191025	1,400,000.00	2,026,010.00	
8.5 O.A.T 230425	1,300,000.00	2,042,235.00	
9 ITALY GOVT 231101	1,300,000.00	1,821,885.00	
国債証券 小 計	533,040,000.00	587,548,809.00 (71,968,853,614)	
ユーロ 小 計	533,040,000.00	587,548,809.00 (71,968,853,614)	
合 計	—	173,702,997,666 (173,702,997,666)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 195銘柄	100.00%	41.37%
カナダドル	国債証券 30銘柄	100.00%	2.73%
オーストラリアドル	国債証券 16銘柄	100.00%	1.54%
イギリスポンド	国債証券 35銘柄	100.00%	7.56%
スイスフラン	国債証券 9銘柄	100.00%	0.42%
シンガポールドル	国債証券 16銘柄	100.00%	0.39%
マレーシアリングgit	国債証券 17銘柄	100.00%	0.54%
スウェーデンクローネ	国債証券 9銘柄	100.00%	0.61%
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	100.00%	0.26%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.80%
メキシコペソ	国債証券 20銘柄	100.00%	0.98%
ポーランドズロチ	国債証券 12銘柄	100.00%	0.76%
南アフリカランド	国債証券 12銘柄	100.00%	0.61%
ユーロ	国債証券 237銘柄	100.00%	41.43%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	3,005,659,314
II 負 債 総 額	19,530,182
III 純資産総額（I－II）	2,986,129,132
IV 発 行 済 口 数	2,754,063,146 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0843 (1万口当たり 10,843)

<参考>

「外国債券インデックスマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	174,676,202,626
II 負 債 総 額	90,960,287
III 純資産総額（I－II）	174,585,242,339
IV 発 行 済 口 数	109,136,719,561 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.5997 (1万口当たり 15,997)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成25年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	408	6,534,457
追加型公社債投資信託	18	623,363
単位型株式投資信託	6	18,002
単位型公社債投資信託	3	82,958
合 計	435	7,258,781

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)		第27期 (平成24年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	17,056,128	※2	14,298,590
有価証券	※2	10,000,000	※2	8,000,000
前払費用		156,230		154,925
未収入金	※2	19,641		13,813
未収委託者報酬		4,517,987		3,977,324
未収収益	※2	63,656	※2	42,563
繰延税金資産		429,080		339,052
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		28,070		27,621
流動資産合計		32,300,796		26,883,891
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	306,543	※1	281,399
器具備品	※1	184,985	※1	177,757
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,696,560		1,664,188
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		909,905		881,368
ソフトウェア仮勘定		146,761		402,721
その他		68		24
無形固定資産合計		1,072,557		1,299,937
投資その他の資産				
投資有価証券		9,405,012		14,456,313
関係会社株式		431,812		320,136
長期性預金	※2	7,000,000	※2	8,500,000
長期差入保証金	※2	797,041	※2	837,456
長期前払費用		52		—
繰延税金資産		442,254		139,650
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		18,091,208		24,268,591
固定資産合計		20,860,326		27,232,718
資産合計		53,161,123		54,116,609

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	47,528	79,079
未払金		
未払収益分配金	245,085	185,817
未払償還金	1,328,820	1,159,445
未払手数料	※2 1,768,519	※2 1,557,726
その他未払金	104,042	50,899
未払費用	※2 1,240,586	※2 1,174,572
未払消費税等	184,873	63,602
未払法人税等	2,228,870	1,532,874
賞与引当金	550,000	520,000
その他	227,518	278,521
流動負債合計	7,925,844	6,602,539
固定負債		
退職給付引当金	105,461	119,902
役員退職慰労引当金	76,024	49,735
時効後支払損引当金	196,123	195,228
固定負債合計	377,609	364,866
負債合計	8,303,454	6,967,405
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計	42,243,903	44,203,921
株主資本合計	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等		
その他有価証券	391,537	723,054
評価差額金		
評価・換算差額等合計	391,537	723,054
純資産合計	44,857,668	47,149,203
負債純資産合計	53,161,123	54,116,609

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,411,622	47,476,170
投資顧問料	16,400	15,335
その他営業収益	236,596	153,305
営業収益合計	48,664,618	47,644,812
営業費用		
支払手数料	※2 19,778,797	※2 19,292,904
広告宣伝費	696,640	516,886
公告費	7,795	7,961
調査費		
調査費	895,558	909,999
委託調査費	8,991,373	9,975,300
事務委託費	243,109	306,137
営業雑経費		
通信費	98,144	90,066
印刷費	569,763	400,552
協会費	37,616	40,636
諸会費	6,248	7,593
事務機器関連費	880,509	958,507
その他営業雑経費	—	16,396
営業費用合計	32,205,558	32,522,943
一般管理費		
給料		
役員報酬	199,168	202,812
給料・手当	3,576,037	3,623,556
賞与引当金繰入	550,000	520,000
福利厚生費	492,032	520,897
交際費	23,412	26,743
旅費交通費	156,920	153,892
租税公課	108,850	102,255
不動産賃借料	655,939	698,539
退職給付費用	163,440	142,883
役員退職慰労引当金繰入	18,106	22,805
固定資産減価償却費	406,176	481,601
諸経費	369,603	247,162
一般管理費合計	6,719,689	6,743,148
営業利益	9,739,370	8,378,719

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	29,543	153,215
有価証券利息	※2 11,040	※2 8,160
受取利息	※2 20,465	※2 25,661
投資有価証券償還益	371,171	1,876
収益分配金等時効完成分	438,693	318,285
その他	8,257	7,856
営業外収益合計	879,170	515,056
営業外費用		
投資有価証券償還損	192,004	—
時効後支払損引当金繰入	666	15,288
事務過誤費	32,187	7,845
その他	7,757	82
営業外費用合計	232,615	23,216
経常利益	10,385,925	8,870,559
特別利益		
投資有価証券売却益	351,930	150,103
特別利益合計	351,930	150,103
特別損失		
投資有価証券売却損	127,114	153,276
関係会社株式売却損	—	13,563
投資有価証券評価損	—	1,925
過年度時効後支払損引当金繰入	204,138	—
固定資産除却損	※1 3,431	※1 17,034
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	37,264	—
その他	2,429	412
特別損失合計	374,378	186,212
税引前当期純利益	10,363,477	8,834,449
法人税、住民税及び事業税	4,027,373	3,510,046
法人税等調整額	△25,800	175,067
法人税等合計	4,001,573	3,685,113
当期純利益	6,361,903	5,149,336

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	31,383,254	34,903,313
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計		
当期首残高	38,723,843	42,243,903
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	42,243,903	44,203,921
株主資本合計		
当期首残高	40,946,071	44,466,131
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,277,237	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△885,699	331,516
当期変動額合計	△885,699	331,516
当期末残高	391,537	723,054
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△62,258	—

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	—
当期変動額合計	62,258	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,214,979	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	△823,441	331,516
当期末残高	391,537	723,054
純資産合計		
当期首残高	42,161,050	44,857,668
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	2,696,617	2,291,534
当期末残高	44,857,668	47,149,203

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
建物	181,085千円	208,976千円
器具備品	227,109千円	294,294千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
預金	13,335,700千円	11,773,728千円
有価証券	10,000,000千円	8,000,000千円
未収入金	1,500千円	—
未収収益	63,656千円	42,563千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	7,000,000千円	8,500,000千円
長期差入保証金	788,590千円	828,908千円
未払手数料	986,786千円	851,491千円
未払費用	134,713千円	135,926千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
器具備品	3,431千円	1,144千円
ソフトウェア	—	15,890千円
計	3,431千円	17,034千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払手数料	11,685,424千円	10,760,427千円
有価証券利息	8,718千円	6,532千円
受取利息	20,465千円	25,661千円

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,841,844千円
- ② 1株当たり配当額 22,900円
- ③ 基準日 平成22年3月31日
- ④ 効力発生日 平成22年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 3,189,318千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 25,700円
- ④ 基準日 平成23年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成23年6月30日

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 3,189,318千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 25,700円 |
| ③ 基準日 | 平成23年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 2,581,238千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 20,800円 |
| ④ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,056,128	17,056,128	—
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	—
(4) 長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5) 投資有価証券	9,140,755	9,140,755	—
資産計	47,714,871	47,725,447	10,576
(1) 未払手数料	1,768,519	1,768,519	—
(2) 未払法人税等	2,228,870	2,228,870	—
負債計	3,997,389	3,997,389	—

第27期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	—
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	—
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	—
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	—
負債計	3,090,600	3,090,600	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債**(1)未払手数料、(2)未払法人税等**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
非上場株式	264,257	38,900
子会社株式	431,812	160,600
関連会社株式	—	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	—	—	—
未収委託者報酬	4,517,987	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	—	—	—
投資信託	—	2,032,211	1,152,101	—
長期性預金	—	7,000,000	—	—
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	—

第27期（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	—	—	—
未収委託者報酬	3,977,324	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	—	8,500,000	—	—
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

(有価証券関係)**1.子会社株式及び関連会社株式**

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小 計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	5,114,022	5,236,164	△122,142
	小 計	5,114,022	5,236,164	△122,142
合 計		9,140,755	8,712,663	428,091

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小 計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,325,285	3,446,474	△121,188
	小 計	3,325,285	3,446,474	△121,188
合 計		14,417,413	13,440,240	977,173

3. 売却したその他有価証券

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,283,999	392,809	127,114
合 計	4,283,999	392,809	127,114

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	158,639	—	64,792
債券	—	—	—
その他	3,036,630	150,103	88,484
合 計	3,195,269	150,103	153,276

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1)退職給付債務	△567,377	△475,564
(2)年金資産	309,065	198,994
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△258,311	△276,569
(4)未認識数理計算上の差異	152,850	156,666
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	△105,461	△119,902
(6)退職給付引当金	△105,461	△119,902

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1)勤務費用	28,585	27,806
(2)利息費用	9,774	8,420
(3)期待運用収益	△6,248	△4,635
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,969	13,599
(5)退職給付費用	70,080	45,191
(6)その他	93,360	97,692
(7)合計	163,440	142,883

(注) 「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(3) 期待運用収益率

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	651,260 千円	557,868 千円
投資有価証券評価損	408,754	362,665
ゴルフ会員権評価損	9,710	8,505
未払事業税	172,269	109,608
賞与引当金	223,795	197,652
役員退職慰労引当金	30,934	17,725
退職給付引当金	42,912	42,783
減価償却超過額	39,127	19,890
委託者報酬	92,577	99,265
長期差入保証金	20,080	21,895
時効後支払損引当金	79,802	69,579
その他	34,708	39,304
繰延税金資産 小計	1,805,934	1,546,744
評価性引当額	△898,045	△813,923
繰延税金資産 合計	907,888	732,821
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△36,553	△254,118
繰延税金負債 合計	△36,553	△254,118
繰延税金資産(負債)の純額	871,334	478,702

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担税率 との間の差異が法定実効税率 の100分の5以下であるため注 記を省略しております。
投資有価証券評価損認容	△2.9	
その他	0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6	

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は39,177千円減少し、法人税等調整額が75,184千円、その他有価証券評価差額金が36,007千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,481,369 千円	未払手数料	294,093 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	631,409 千円	長期差入保 証金	783,794 千円
						投資の助言	投資助言料	189,915 千円	未払費用	88,454 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	7,204,055 千円	未払手数料	692,693 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	41,000,000 千円	有価証券	10,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	8,718 千円	未収利息	675 千円
							マルチコー ラブル預金 の預入	9,000,000 千円	現金及び 預金	6,000,000 千円
									長期性預金	7,000,000 千円
							マルチコー ラブル預金 に係る受取 利息	18,499 千円	未収利息	3,069 千円

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	------	----	------

親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事務代 行手数料の 支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	667,780 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	168,292 千円	未払費用	81,330 千円
							株式の売却	98,112 千円		
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事務代 行手数料の 支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	6,532 千円	未収利息	544 千円
							マルチコー ラブル預金 の預入	7,000,000 千円	現金及び 預金	5,500,000 千円
									長期性預金	8,500,000 千円
							マルチコー ラブル預金 に係る受取 利息	24,415 千円	未収利息	2,886 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	3,000 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569 千円	未払手数料	408,084 千円

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
１株当たり純資産額	361,469.71円	379,935.23円
１株当たり当期純利益金額	51,265.16円	41,494.11円

(注) 1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額（千円）	6,361,903	5,149,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	6,361,903	5,149,336
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		16,996,643
有価証券		8,000,000
前払費用		336,791
未収入金		221,616
未収委託者報酬		3,698,009
未収収益		39,360
繰延税金資産		374,925
金銭の信託		30,000
その他		27,966
流動資産合計		29,725,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	269,044
器具備品	※1	174,256
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,648,332
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		874,592
ソフトウェア仮勘定		414,462
その他		9
無形固定資産合計		1,304,887
投資その他の資産		
投資有価証券		13,875,312
関係会社株式		320,136
長期性預金		5,500,000
長期差入保証金		831,857
繰延税金資産		297,670
その他		15,035
投資その他の資産合計		20,840,011
固定資産合計		23,793,231
資産合計		53,518,545

(単位：千円)

第28期中間会計期間
(平成24年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	66,078
未払金	
未払収益分配金	33,785
未払償還金	1,070,895
未払手数料	1,435,205
その他未払金	72,465
未払費用	1,101,885
未払消費税等	※2 104,706
未払法人税等	1,639,933
賞与引当金	561,000
その他	314,314
流動負債合計	6,400,270

固定負債

退職給付引当金	120,928
役員退職慰労引当金	53,934
時効後支払損引当金	197,702
固定負債合計	372,564
負債合計	6,772,834

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	36,823,991
利益剰余金合計	44,164,581
株主資本合計	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券	358,901
評価差額金	
評価・換算差額等合計	358,901
純資産合計	46,745,710
負債純資産合計	53,518,545

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	22,860,446
投資顧問料	5,548
その他営業収益	64,404
営業収益合計	22,930,399
営業費用	
支払手数料	9,329,547
広告宣伝費	253,610
公告費	1,748
調査費	
調査費	465,037
委託調査費	4,927,785
事務委託費	118,017
営業雑経費	
通信費	44,970
印刷費	216,082
協会費	19,981
諸会費	3,788
事務機器関連費	479,500
その他営業雑経費	8,157
営業費用合計	15,868,227
一般管理費	
給料	
役員報酬	97,198
給料・手当	1,581,710
賞与引当金繰入	561,000
福利厚生費	296,584
交際費	11,132
旅費交通費	66,127
租税公課	57,963
不動産賃借料	349,740
退職給付費用	80,723
役員退職慰労引当金繰入	7,838
固定資産減価償却費	※1 223,128
諸経費	135,324
一般管理費合計	3,468,471
営業利益	3,593,700

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	△30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計	
当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△403,492
当中間期末残高	46,745,710

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

第28期中間会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)	
建物	221,331千円
器具備品	322,980千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
有形固定資産	41,040千円
無形固定資産	182,088千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 2,581,238千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 20,800円 |
| ④ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

(金融商品関係)

第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計 上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	—
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	—
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	—
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	—
負債計	3,075,139	3,075,139	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第28期中間会計期間（平成24年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小 計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,936,438	7,202,827	△266,389
	小 計	6,936,438	7,202,827	△266,389
合 計		13,836,412	13,386,916	449,495

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
1株当たり純資産額	376,683.83円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	20,482.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成24年９月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成24年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	11,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	7,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年２月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成24年10月25日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成24年9月14日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年8月1日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年4月25日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年3月6日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS先進国債券インデックスの平成24年1月27日から平成25年1月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS先進国債券インデックスの平成25年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長島 拓也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長島 拓也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)